

東京都北区

賃貸マンション耐震化支援事業のご案内

(R3.6 現在)

賃貸

～昭和56年（1981年）5月31日以前に建築に着手した
北区内賃貸マンションの耐震化について支援します～

1 アドバイザー助成

・耐震アドバイザーに要する費用を助成

- ① 耐震診断前の助言及び相談
- ② 耐震診断後の必要なアドバイス

限度額（1回）：

49,000 円 ※計2回まで

2 診断助成

- ・耐震診断に要する費用の**1/2**を助成
※千円未満の端数切り捨て
- ・耐震診断にかかる耐震評価機関での評価に要する費用を助成

限度額：

50万円 + 評価費用助成 **15万円**

限度額はすべて消費税込の金額です。

【相談及び申込先】 東京都北区まちづくり部建築課構造・耐震化促進係

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

北区役所第一庁舎7階11番

直通電話03-3908-1240

(東京都北区トップページ) <http://www.city.kita.tokyo.jp/>



City of Kita

■ 共通事項 ■

◆ はじめにご相談を

当事業は国の補助金を活用しています。そのため申請の「受付期間」や「助成金の受取り」時期に制限があります。ご相談はお早めをお願いします。

各助成の承認申請や助成金交付申請の期間は4月から12月です。同一年度内にすべて完了する必要があります。

◆ 助成対象となる建築物 次のすべてに該当する建物

- ① 北区内にある賃貸マンション（※）で、昭和56年（1981年）5月31日以前に建築に着手し、その後新耐震基準に適合する改修を行っていないこと。
 - ② 地上3階建以上の非木造の共同住宅であること。
 - ③ 延床面積の1/2以上が住宅の用に供する建物であること。
 - ④ 建築基準法等に基づく指導を現に受けていないこと。
- ・その他、要件がございます。詳しくは、北区ホームページで公開しております、東京都北区賃貸マンション耐震化支援事業実施要綱第4条をご確認ください。

（※）「賃貸マンション」…この事業では、2以上の区分所有者が存在しない共同住宅で、地上3階建て以上の建物で非木造のものをいいます。

◆ 対象者及び対象者の要件 次の①、②の要件を満たす方

- ① 賃貸マンションの所有者。ただし、所有者が法人の場合は、中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であっても、宅地建物取引業者は除く。）に限ります。
- ② 住民税を滞納していないこと。法人の場合は、法人住民税を滞納していないこと。

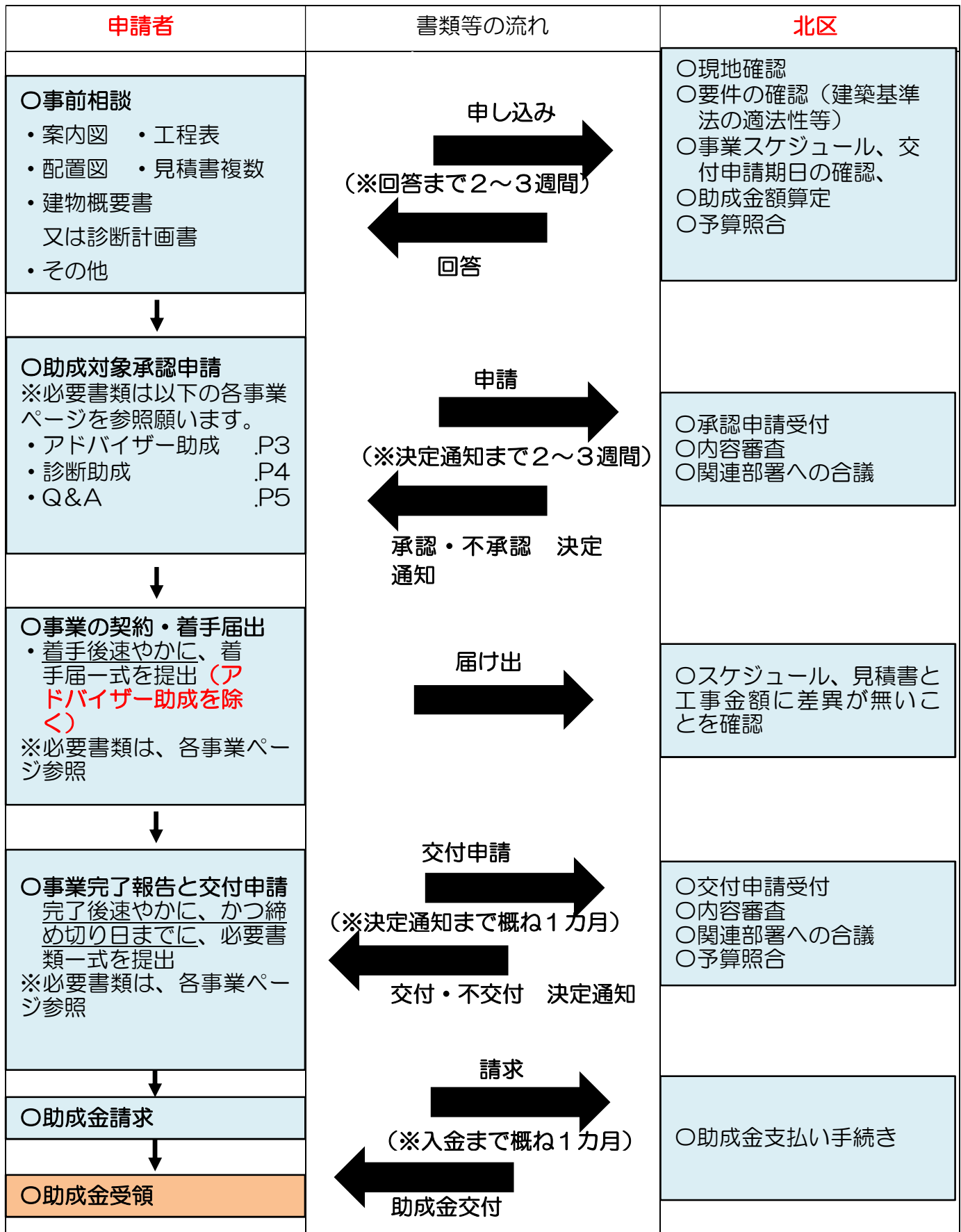
耐震についての豆知識

【建築物の耐震改修の促進に関する法律（概要）】

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）は、阪神大震災の教訓から、1995年12月25日より施行されている法律で、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための処置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資することを目的としています。

マンション耐震化支援事業の手続きの流れ

※助成承認申請と助成金交付申請は、4月から12月まで受付可能です。
 ※評定等の期間も、検査機関に確認し、工程表に加味してください。



1 アドバイザー助成

専門家に相談しましょう！

助成額 49,000円/1回

耐震アドバイザーに次の相談をする場合、49,000円を限度に助成します。
どのメニューでも計2回まで利用できます（1マンションあたり）。

相談メニュー

- (1) 耐震診断前の必要な助言、相談（1級建築士2名で実施：建築担当・構造担当各1名）
- (2) 耐震診断後の耐震化を進めるためのアドバイス
（設計及び工事費用の概算額を提示できる1級建築士2名で実施）

※実施後は相談内容を記録した耐震アドバイザー報告書を、事業者より受領してください。

（報告書のコピーをご提出いただきます。）

申請時の見積書 1通必要

※建築課ではアドバイザーの紹介等はありません。事業者選定は申請者が行ってください。

アドバイザー助成

承認申請（耐震アドバイザー実施前）

- (1) 賃貸マンション耐震化支援事業助成承認申請書
- (2) マンションの案内図
- (3) 居住部分の確認できる写真（建物全体、マンション名称の確認できるエントランス部分、集合郵便箱部分の3枚）
- (4) 居住部分の申立書（居住部分のみか、店舗等があるかの申立書）
- (5) マンションの建物の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの）
- (6) マンションの建築の着手日を確認できる書類（建築確認通知書、検査済証等）の写し
- (7) 耐震アドバイザーの資格及び費用が明示された見積書の写し
- (8) 住民税納税証明書（直近のもの：共有名義の場合名義人全員分）
- (9) 同意書（建物の所有者が複数の場合）
- (10) 法人現在事項全部証明書（申込者が法人の場合）
- (11) 法人住民税納税証明書（申込者が法人の場合：直近のもの）

実施後

- (1) 「賃貸マンション耐震化支援事業報告書」
- (2) 耐震アドバイザーから提出された報告書の写し（耐震アドバイザーが所属する実施機関名による報告書で、発行日から6か月以内のもの）
- (3) 耐震アドバイザーの発行する領収書の写し（実施機関の押印、発行日、賃貸マンション所有者名の記載があるもの）
- (4) 請書又は契約書の写し
- (5) 賃貸マンション耐震化支援事業承認通知書の写し
- (6) 賃貸マンション耐震化支援事業助成金交付申請書
- (7) 賃貸マンション耐震化支援事業助成金請求書
- (8) 支払金口座振替依頼書

2 診断助成

助成承認申請と助成金交付申請は、4月から12月まで受付可能です。

診断方法 「2次診断」又は「3次診断」方法（鉄骨造の場合は、診断次数はありません）。

助成額 耐震診断費用の1/2、限度額50万円。1棟につき1回助成を受けることができます。

主な要件 耐震診断後、耐震評定機関（P6参照）の評定を受けること
 ※その他、要件がございます。詳しくは、北区ホームページで公開しております、東京都北区賃貸マンション耐震化支援事業実施要綱第4条をご確認ください。

申請時の見積書 2社以上必要

診 断 助 成	承認申請（診断前）
	<ul style="list-style-type: none"> （1）「賃貸マンション耐震化支援事業助成承認申請書」 ●（2）案内図 ●（3）居住部分の確認できる写真（建物全体、マンション名称の確認できるエントランス部分、集合郵便箱部分の3枚） ●（4）居住部分の申立書（居住部分のみか、店舗等があるかの申立書） ●（5）マンションの建物の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの） （6）耐震診断に要する費用が明示された見積書の写し （発行者の押印があり、申請日現在有効な2社以上の見積書。診断方法の細目が記載され、診断箇所の図面を含むもの） ●（7）マンションの建築の着手日及び延床面積を確認できる書類の写し （8）住民税納税証明書（直近のもの：共有名義の場合名義人全員分） ●（9）同意書（建物の所有者が複数の場合） ●（10）法人現在事項全部証明書（申込者が法人の場合） （11）法人住民税納税証明書（申込者が法人の場合：直近のもの）
	診断着手
	<ul style="list-style-type: none"> （1）賃貸マンション耐震化支援事業着手届 （2）契約書の写し （3）工程表
	<p>●このマークの書類は、他の申請で既に提出し、かつ提出書類が相違ないことの申立書をご提出された場合、内容に変更がない限り、添付を省略できます。</p>
	診断完了
	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書の写し（発行日から6ヵ月以内のもの） ・耐震診断の領収書の写し（発行者押印、発行日、マンション所有者名の記載があるもの） ・耐震診断委託契約書の写し ・耐震診断の評定書の写し ・評定費用の領収書の写し <p>※その他書類はP3「アドバイザー助成：実施後」（1）及び（5）～（8）と同様です。</p>

◆Q&A◆

《マンションの建築の着手日を確認できる書類とは》

Q1) 承認申請時の提出書類として「マンションの建築の着手日を確認できる書類」とありますが、これは何ですか？

A1) 建築確認通知書のコピー、または検査済証のコピー等です。

Q2) 両方とも無い場合はどうすればよいですか？

A2) マンションの建築確認年月日及び竣工年月日が確認できる証明書類等を提出してください。

北区建築課建築指導係では、区で建築確認や検査を実施した建物等について、記載事項証明書を有料で発行しています。

【お問い合わせ先】北区役所7階9番窓口 TEL：3908-9164

《東京都耐震マークについて》



旧耐震建築物で耐震基準への適合が確認された建築物に対して、東京都では耐震マークを交付しています（無料）。

耐震マークに関する【お問い合わせ先】
東京都耐震マーク事務局
TEL：5989-1493

「評定」について

※「評定」とは何ですか？

耐震診断及び耐震改修計画の内容について、第三者機関が検討結果を評価することをいいます。第三者機関については、次ページに一覧を記載しています。

《耐震評定機関一覧（東京都耐震ポータルサイトより）》

令和2年2月21日時点

機関名称	お問合せ連絡先
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	03-5989-1523
一般財団法人日本建築防災協会	03-5512-6451
一般社団法人建築研究振興協会	03-3453-5498
一般社団法人東京都建築士事務所協会	03-3203-2601
一般財団法人ベターリビング	03-5211-0556
一般社団法人構造調査コンサルティング協会	03-3254-8078
日本 ERI 株式会社	03-5775-2405
株式会社東京建築検査機構	03-6264-9585
一般財団法人建築保全センター	03-3553-0070
一般社団法人日本建築構造技術者協会	03-3262-8498
特定非営利活動法人耐震総合安全機構	03-6912-0772
一般財団法人日本建築センター	03-5283-0468
株式会社都市居住評価センター	03-3504-2461
株式会社確認サービス	03-5369-8461
ビューローベリタスジャパン株式会社	03-5325-7338
ハウスプラス確認検査株式会社	03-4531-7300
公益社団法人ロングライフビル推進協会	03-5408-9830
日本建築検査協会株式会社	03-3243-2788
株式会社グッドアイズ建築検査機構	03-3362-0475
株式会社建築構造センター	03-6413-5777
一般社団法人耐震技術広域連携協議会	03-6661-6606

